

別表十四（六）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が法第62条の7第1項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》（同条第3項において準用する場合を含みます。以下同じ。）若しくは平成29年改正前の法（以下「平成29年旧法」といいます。）第62条の7第1項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》（同条第3項において準用する場合を含みます。以下同じ。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額》（法第62条の7第1項又は平成29年旧法第62条の7第1項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 令第123条の8第12項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》（同条第15項、第17項又は第18

項において準用する場合を含みます。以下同じ。）の規定の適用を受ける場合には、「特定引継資産又は特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額の計算」の各欄は、次により記載します。

(1) 「(1)の期間における特定引継資産の譲渡等特定事由による損失の額9」及び「(1)の期間における特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額12」の各欄は、それぞれ令第123条の8第12項に規定する移転資産の譲渡等特定事由による損失の額を含めて計算します。

(2) 「(1)の期間における特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額10」及び「(1)の期間における特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額13」の各欄は、それぞれ令第123条の8第12項に規定する移転資産の譲渡又は評価換えによる利益の額を含めて計算します。